

## 「電気工事士法施行規則」の一部改正について

令和3年3月  
経済産業省  
電力安全課

### 1. 改正の背景

現在、電気工事士法に基づく電気工事士の免状等※は、紙により交付しているが、業界からは、紙では強度不足で実用に耐えないとの指摘がなされているところ。

※ 第一種電気工事士免状、第二種電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証

このため電気工事士の免状等を紙ではなくプラスチックカードにより交付することについて、第4回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループ（令和3年1月22日開催）において議論したところ、問題ない旨結論が得られたため、所要の改正を行うもの。

### 2. 改正の内容

電気工事士の免状等を、紙による交付からプラスチックカードによる交付へ変更するものとし、これに伴い様式の変更を行う。

なお、プラスチックカード化に当たっては、早期実現のニーズが高いものの、免状等の発行者である都道府県等における対応機材の導入（カードプリンター・スキャナ）やそのための予算要求等の事務手続に十分な準備期間を必要とするため、公布から施行まで1年間以上の期間を設けた上で、令和4年4月1日に本省令を施行し、プラスチックカードによる交付へ移行することとする。ただし、令和4年度中に移行完了することを前提に、移行期間として、準備が整うまでは、旧様式での免状等の発行を可能とする経過措置を設ける。

また、移行までに紙で交付した電気工事士免状等も引き続き有効とする経過措置を設ける。

### 3. 今後のスケジュール

令和3年3月まで 公布  
令和4年4月1日 施行